
第6章 重点的な取組

第6章 重点的な取組

高齢者の状況、アンケート結果、サービスの状況、第8期計画の施策の取組状況等を踏まえ、第9期計画においては、次の課題に力点を置いて取り組めます。

1 フレイル対策の充実

(1) 通いの場の拡充

① 地域お茶の間創造事業

本市は、平成25年度から地域お茶の間創造事業を実施し、住民主体による身近な地域の居場所づくりと地域で支え合う生活支援サービスの充実を図ってきました。

令和5年9月末現在、地域お茶の間創造事業団体は39団体であり、登録のみの団体は12団体です。

居場所に参加している人は介護予防効果が認められ、閉じこもりを予防していくことが、本市の介護予防事業において必要であることが分かっています。

一方、継続団体のボランティアの高齢化や担い手不足、新たな参加者が増えない等の課題が出てきています。また、コミュニティーの希薄化による新規の居場所づくり団体の設立が難しい現状があります。

このため、広域での居場所づくりや出張による居場所づくり等を推進し、継続団体の支援や新たな居場所づくりを目指します。

また、担い手不足に関しては、ボランティアと参加者、支える側と支えられる側という垣根をなくし、地域づくりを推進することで、地域共生社会の実現を目指します。

② 介護予防のための施設利用助成

趣味活動や運動を実施している団体に対し、施設利用料を助成し、多様な居場所づくりを支援します。また、対象者に対し、介護予防や地域づくりの情報提供を行い、地域づくりの意識の醸成を図り、担い手づくりの一步としていきます。

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者は複数の疾患に罹患していることが多く、身体的・精神的・心理的・社会的等多面的な課題を抱えやすいため、国民健康保険の保健事業と介護保険の地域支援事業を

一体的に実施し、切れ目なく保健事業を展開していきます。

具体的には、生活習慣病の重症化予防、健康状態不明者の把握等のハイリスクアプローチと、通いの場等での理学療法士や保健師等専門職による、健康教育やフレイル状態にある高齢者の把握、運動指導、健康相談などのポピュレーションアプローチの両輪で事業を行います。

【通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）】

地域お茶の間創造事業団体等の通いの場に対し、体力測定や健康講座、保健師や理学療法士による個別相談を行い、個人の介護予防の促進および、ご近所元気にくらし隊員への介護予防活動の支援を行います。また、通いの場の参加勸奨として、後期高齢者質問票等から要介護リスクの高い対象者に対し、リハビリ専門職が訪問し、通いの場の重要性の啓発と介護予防の取組を推進します。

(3) 多世代へのフレイル対策の啓発・周知

① 介護予防教育

筑波大学と令和4年12月1日に締結した「高齢者のフレイル対策に関する連携協定書」に基づき、小中学校生に対し高齢者の介護予防の重要性やフレイル対策について授業を行います。多世代で高齢者を支え合う地域づくりを行っていきます。

② デジタルを通じた多世代交流事業

高校生に対し、高齢者の特徴であるフレイルについて理解を深めてもらい、デジタルを通じた継続的な高齢者との交流を推進していきます。

2 生活支援の充実

(1) デジタル・ディバイド解消のための取組

地域の通いの場でスマホ相談ができるようスマホアドバイザーを養成し、高齢者のデジタル・ディバイド解消を目指します。身体機能の低下や移動手段の確保が難しい場合にも、スマホを使いこなすことにより、ネットを活用した買い物や日常生活における利便性の向上を図ります。また、災害時等の連絡や情報収集にも有効です。

(2) 高齢者の移動を支える仕組づくり

80歳代になっても自分で車を運転している高齢者は少なくありません。通院や買い物に欠かせない移動手段であり、これを失うことへの不安は大きいと言えます。このため、自動車運転免許証返納後の高齢者の支援として、まいちゃん号・まいちゃんバスの運行、タクシー助成券の交付等を行っています。まいちゃん号をうまく活用されている人がある一方、予約が難しい、利便性の点から利用をためらう人もあるなど課題もあります。公共交通利用の促進を図るため、現在の課題を明らかにし、解決策を明確にする必要があることから移動に関する協議体を開催します。

3 重層的支援体制整備事業

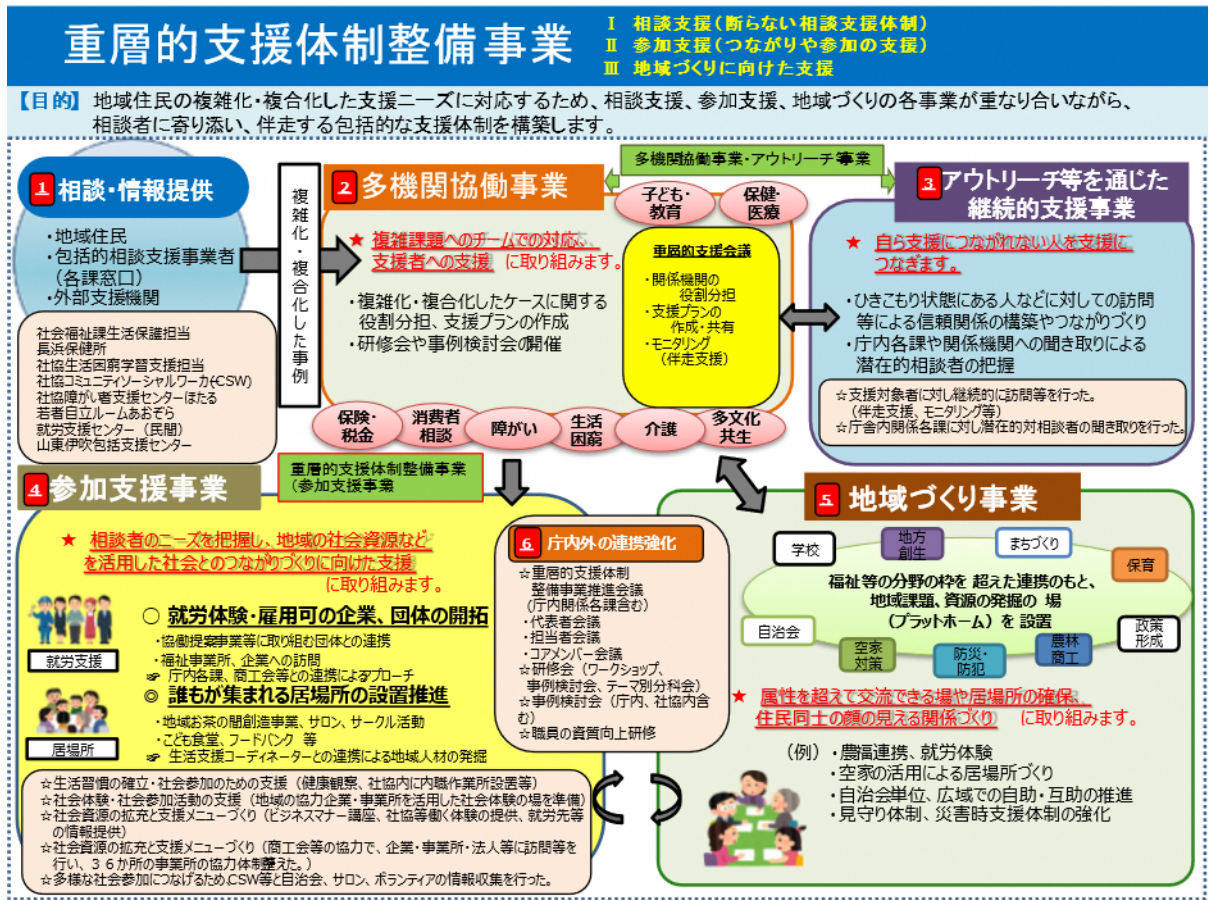
高齢化が一層深刻化していく中、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。地域の福祉課題は、介護・高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、一つの分野だけでなく、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、地域からの孤立など、複合化・複雑化してきています。

本市では、相談支援包括化推進事業をモデル的に取り組み、令和3年度からは「重層的支援体制整備事業」に取り組んでおり、本事業を通じて市役所庁内外の連携強化を図っていきます。

(1) 多機関協働事業と地域づくり事業の連携の充実

複雑化・複合化した課題を抱える人や家族に対して、適切な支援が受けられるよう支援者の役割や支援のプランを検討する多機関協働事業を実施します。また、多機関協働事業と地域づくり事業の連携を充実させることで、課題を抱える人たちの多様な居場所づくりを推進していきます。

図表 6-1 重層的支援体制整備事業



(2) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業の実施

介護支援専門員のアンケート結果からも、地域包括支援センターの役割として、「支援困難事例に対する個別指導・相談」に対する期待が非常に高いことがわかります。

地域包括支援センターにおける困難事例要因調査を実施し、困難事例の要因を可視化し、その背景にある課題を見極め、適切な支援へと結び付けていきます。

また、生活困窮者の生活状況や健康課題、孤立・孤独等について分析し、生活困窮者対策を実施していきます。

4 認知症施策の充実

本市における認知症高齢者数は、令和5年6月末現在1,881人となっており、平成29年から474人、令和2年から199人増加しています。推計では、令和20年度には2,000人を超えると予測されます。認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなってきています。

図表6-2 認知症高齢者数と推計（40～64歳を含む）

単位：人、（％）

区分	実数			推計			
	平成29年 (2017年)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)	令和32年 (2050年)
総数	1,407 (12.8)	1,682 (14.9)	1,881 (16.5)	1,894 (16.6)	1,953 (17.1)	2,002 (18.2)	1,844 (18.1)

(注) 1 要介護認定者で認知症の自立度が判明している2,252人のうち、ランクⅡa～Mの人

2 ()書きは、高齢者人口に対する割合

令和元年6月に、認知症施策推進大綱がまとめられており、①普及啓発・本人発信支援、②予防（※）、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱が示されました。

※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

さらに、令和5年には、共生社会の実現を推進するための「認知症基本法」が公布されています。この法律において、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策に関し、基本理念を定め、国は認知症施策推進基本計画を策定することとなっています。市町村は基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画および都道府県計画）を基本として実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされています。

令和5年10月現在、基本計画はまとめられていませんので、ここでは、現段階での取り組みの方向を示し、今後、国が基本計画を策定した段階で、取組内容について再検討することとします。

(1) 認知症本人と家族支援

① 本人ミーティングの実施と本人発信支援

市は、認知症の人に自身の希望や必要としていること等を聞き取り、認知症の本人の視点で認知症施策の企画に反映していきます。また、認知症に対する偏見や恐れ、差別

を解消できるよう、認知症の本人の声を市広報やホームページ、イベント等で発信していきます。

② 認知症の人の早期支援

相談窓口の周知、認知症の症状や状況の変化に応じた医療・介護サービス、地域資源等について記載した認知症ケアパスの周知と啓発を推進します。また、認知症の人や家族の早期相談を促し、認知症の診断直後における今後の見通しへの不安を乗り越えるための「本人にとってのよりよい暮らしガイド(本人ガイド)」等の普及啓発も行います。

③ 相談体制の整備

総合相談機関としての地域包括支援センターの周知を積極的に行い、家族等の介護者が孤立することがないように介護者同士の活動について支援していきます。

(2) 認知症に関する理解を促進し、認知症の人を支える仕組みづくり

認知症の人を支える体制は、図表6-4のとおり進めていきます。

① 認知症サポーター養成講座の拡充とステップアップ講座の開催

認知症サポーター養成講座の対象を図表6-3のとおり拡充します。

図表6-3 認知症サポーター養成講座の対象

・スーパー等の商店従業員	・金融機関従業員
・バス、タクシー、電車等の公共交通機関の従業員	・学びあいステーションや図書館職員
・消費生活相談員	・警察官、消防署職員
・学生	・市役所職員
・シルバー人材センター職員	・市民

また、養成した認知症サポーターを対象として、実際の活動につなげるためのステップアップ講座を開催します。ステップアップ講座を受講したサポーターについては、チームオレンジリーダーとして、認知症の人の具体的な支援方法について協議する「チームオレンジリーダー協議会」に参加し、認知症の人への支援につなげます。

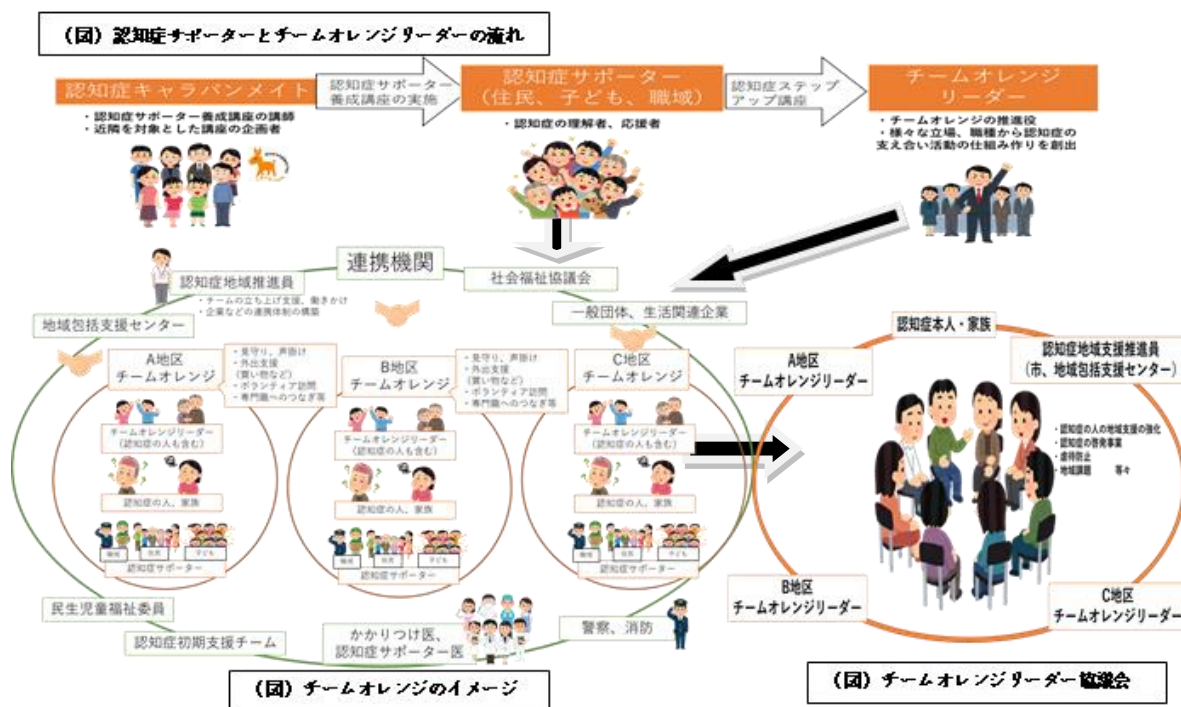
チームオレンジリーダー協議会については、認知症の本人も参加し、当事者の声を聞きながら施策展開を図ります。

チームオレンジリーダー協議会では、図書館での認知症の啓発事業や交通安全、地域支援の強化、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止、虐待防止、民間サービスによるバリアフリー商品や対応方法について検討します。

② チームオレンジの発足

認知症サポーターが連携し、認知症の人の支援を行う際に活動するチームをチームオレンジとします。チームオレンジによる活動は、チームオレンジリーダー協議会にて、各々の活動について報告し、把握を行っていきます。

図表 6-4 チームオレンジのイメージ



資料：市福祉政策課作成

(3) 介護サービス事業者への支援

介護サービス事業者等のサービスの提供に携わるすべての者が、認知症の人の個性や想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できる限り各々の意思や価値観に共感し、伴走者として支援していくことが重要です。また、認知症の種類や進行段階を十分理解し、介護等の質の向上を図る必要があります。このことから、認知症初期集中支援チームによる介護サービス事業者への認知症の人への対応方法等をアドバイスする事業(あすけあ事業)を更に推進するとともに、充実していきます。

また、あすけあ事業での認知症の人への対応の質の向上により介護サービス事業者主催の家族教室の充実と介護者の介護負担の軽減を図ります。そして、共生社会を実現するために、介護サービス事業者と共に認知症カフェの運営について検討をしていきます。

さらに、認知症の人の個々の状況を理解し、生きがいや役割に寄与する活動(例えば就労)についても介護サービス事業者が積極的に取り入れられるよう支援していきます。

(4) 認知症の予防

出前講座や物忘れ予防相談会、認知症予防検査（ファイブ・コグ検査）の実施により、早期相談・予防に結びつけていきます。

さらに、学びあいステーションを活用した予防活動を推進していきます。

5 介護・福祉人材の確保・定着・育成

増大を続ける介護保険サービスをはじめとする、福祉を担う人材の確保は厳しい状況にあります。本市においても、福祉の仕事のPRや説明会の開催、各種補助制度の創設など実施してきましたが、慢性的な人材不足は解消できていません。人材の確保・定着・育成は重要課題であり、これまでの取組に加え、県、近隣市町、事業所等と連携して一層の人材の確保に努めていきます。

(1) 介護・福祉人材確保に向けた支援

① 湖北地域「福祉の職場説明会」の開催

福祉の仕事に関心がある人や就職を希望する人を対象に、湖北地域の事業所の説明会、職員の体験談、福祉の資格に関する相談などを内容とした「福祉の職場説明会」を長浜市で開催し、福祉分野への就職活動を支援するとともに、人材の確保を図ります。

② 米原市介護員養成研修奨励金

市内の介護保険サービス事業所における介護職員の技術の向上と従事者数の増加を図るために、介護職員初任者研修および生活援助従事者研修の修了者であり、市内の介護保険サービス事業所に3か月間継続して介護職員として勤務している人に対し、奨励金を交付します。

③ 介護に関する入門的研修の実施

より多くの人々が介護を知る機会とするとともに、介護分野で働く際の不安を払拭できるようにし、多様な人材の確保に向けて、介護分野への介護未経験者の参入を促進するため、介護に関する入門的研修を実施します。また、県が指定する福祉人材センターを通じて介護施設、事業所とのマッチング支援を行います。

④ 各種制度の周知

県社会福祉協議会が行う介護人材再就職準備金の貸付、本市が行う米原市介護員養成研修奨励金、給付型奨学金など、各種制度についての周知を図り、利用を促進します。

⑤ 福祉の仕事のPRの強化

インターネットやSNSを活用した広報等を通じて介護の仕事の魅力に関する情報発信を行います。

また、積極的なインターンシップや施設見学の受け入れをしていただけるよう地域の事業所等との連携、支援を行います。

(2) 介護・福祉人材定着・質の向上に向けた支援

① 介護現場の生産性の向上や職場環境の改善

人材の確保と併せて、限られた介護人材による業務の効率化を図ることが求められています。ワンストップ型の総合相談支援の窓口の設置、介護現場革新のための協議会の設置など、県が主体となっていく介護現場の生産性の向上の取組について事業者への周知等を行います。また、介護ロボットやICT導入により介護職員の負担軽減を促進していきます。

市においては、介護分野の文書負担軽減となる、指定申請や報酬請求等に係る「電子申請・届出システム」の活用を進めます。

② 質の高い人材の育成・職場定着に向けた研修会等の実施

湖北地域介護サービス事業者連絡協議会、長浜市と連携し、中小事業所では実施が難しい研修機会を提供することで、より質の高い適切なサービスの提供がなされるよう支援します。また、職階に応じた研修や講演会の開催により、職員の定着を支援します。

③ 関係機関との連携

滋賀県湖北介護・福祉人材センター、ハローワーク、湖北地域介護サービス事業者協議会、湖北地域しょうがい者支援事業所協議会、長浜市、本市で構成する湖北福祉人材確保連絡会を定期的開催し、情報交換や協議を行い、共通課題を認識しながら、湖北地域の介護・福祉人材の確保、定着の促進、質の向上を図ります。